

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構賛助会員規程

制 定：令和6年11月25日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）定款第6条第1項第2号に定める賛助会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、機構の事業に賛同し援助する個人又は法人もしくは法人格のない団体（以下「団体」という。）とする。

(入会)

第3条 賛助会員になろうとする個人又は団体は、別に定める入会申込書を提出し、次条に定める賛助会費（一口以上）を納めるとともに、理事会の承認を受けなければならない。

(賛助会費)

第4条 賛助会員は、毎年度、次の各号に定める賛助会費（一口以上）を納めなければならない。

- (1) 個人 年額 一口 10,000円
- (2) 団体 年額 一口 100,000円

2 賛助会員は、納入した賛助会費の返還を請求することができない。

(賛助会費の用途)

第5条 賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業に使用する。

(賛助会員資格の喪失)

第6条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡若しくは失踪宣言を受け、又は団体が解散したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第7条 賛助会員は、別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 賛助会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- (1) 定款その他の規程に違反したとき
- (2) 機構の名誉を毀損し、又は機構の目的に反する行為をしたとき
- (3) 前2号の他、正当な事由があるとき

(賛助会員の特典等)

第9条 賛助会員は、別に定める特典等を受けることができる。

(雑則)

第10条 この規定に定めるものの他、賛助会員について必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和6年11月25日から施行する。